

第68回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

岐阜県大垣市小野4丁目35番地10
大垣市情報工房 5階
スィングホール

株 主 各 位

(証券コード：3422)
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日 2026年6月2日)

岐阜県大垣市上石津町乙坂130番地1

株式会社 J - M A X

代表取締役 山崎 英次
社長執行役員

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.jp-jmax.co.jp/ir/dividends/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、当社名又は証券コード（3422）を入力・検索し、「基本情報」 「縦覧書類／P R情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、ご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。
(木曜日) 午後5時まで

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 岐阜県大垣市小野4丁目35番地10
大垣市情報工房 5階 スイंकホール

3. 目的事項 報告事項

1. 第68期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第68期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、「賛成」の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使 についてのご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席される場合

- 株主総会へ出席 ●



株主総会開催日時

2026年6月26日(金曜日)

午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

事前に行使いただく場合

- 書面による議決権行使 ●

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時到着分まで

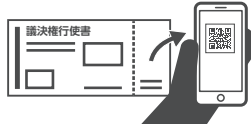


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

- 「スマート行使」によるご行使 ●

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

- パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

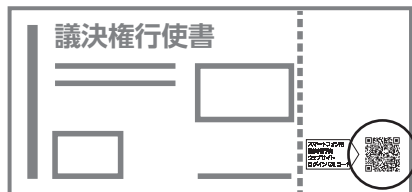
議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

● 「スマート行使」によるご行使 ●

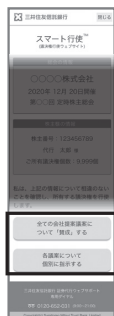
①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

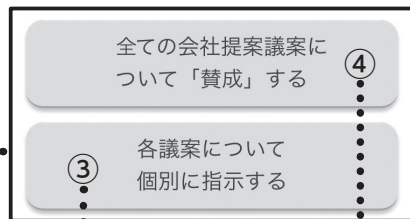


※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。



③各議案について個別に指示する

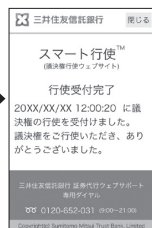


画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了!

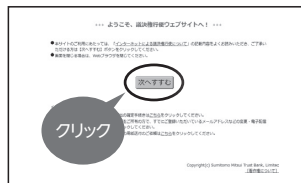
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

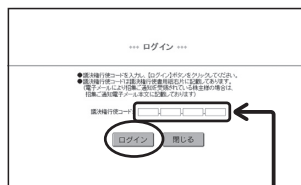
● パソコン等によるご行使 ●

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



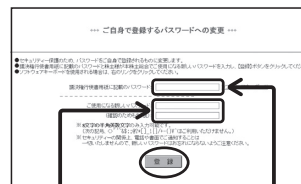
②ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



③パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への安定的な利益還元並びに配当性向、内部留保及び今後の業績動向等を総合的に勘案し、以下のとおり1株につき3円とさせていただきたいと存じます。

なお、先に実施いたしました中間配当1株につき2円を含め、年間配当は1株につき5円となります。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその金額

当社普通株式1株につき 金3円 総額 35,295,633円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月29日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社は、社会的ニーズの変化及び持続可能な社会の実現に向けた取組みとしてアクアポニックス（魚の養殖と植物栽培を組み合わせた循環型農業システム）の開発に取り組んでおり、将来に向けた事業展開に備えるため事業の目的を追加するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) ~ (14) 条文省略 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉 〈新設〉</p> <p><u>(15) 条文省略</u> <u>(16) 条文省略</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目 的) 第 2 条 現行どおり</p> <p>(1) ~ (14) 現行どおり <u>(15) 農業</u> <u>(16) 水産養殖業</u> <u>(17) 食品加工および製造、卸売ならびに小売り</u> <u>(18) 飲食店の経営</u> <u>(19) インターネット、カタログによる通信販売</u> <u>(20) 現行どおり</u> <u>(21) 現行どおり</u></p>

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたします。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況
1	やまざき えいじ 山 崎 英 次	代表取締役社長執行役員 再任	13/14回 (92.9%)
2	いのくま あつとし 猪 熊 篤 俊	取締役専務執行役員 日本事業担当 タイ事業担当 再任	14/14回 (100%)
3	たなはし てつ ろう 棚 橋 哲 郎	取締役常務執行役員 中国事業担当 広州丸順汽车配件有限公司董事長 武漢丸順汽车配件有限公司董事長 福建丸順新能源汽车科技有限公司董事長 再任	11/11回 (100%)
4	まつうら こういちろう 松 浦 孝一郎	取締役 再任	11/11回 (100%)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (うち株式報酬制度に基づく 交付予定株式の数)
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> やま ざき えい じ 山 崎 英 次 (1970年8月17日生)	1989年3月 当社入社 2013年5月 広州丸順汽車配件有限公司副総経理 2015年5月 広州丸順汽車配件有限公司総経理 2015年6月 当社執行役員 2021年5月 当社企画・開発本部副本部長 2021年6月 当社取締役上席執行役員 2023年4月 当社企画本部長兼開発・営業本部長 当社開発・営業本部長 2024年4月 当社代表取締役社長執行役員（現任）	33,218株 (17,093株)
(選任理由) 当社において技術部門、営業部門に携わり、各業務における見識に加え、海外子会社の経営及び当社代表取締役社長を務めるなど、事業全般における経験と実績に基づく強いリーダーシップと決断力を有しており、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数 (うち株式報酬制度に基づく 交付予定株式の数)
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> いの くま あつ とし 猪 熊 篤 俊 (1969年1月14日生)	1991年4月 当社入社 2002年5月 広州丸順汽車配件有限公司副総経理 2006年3月 広州丸順汽車配件有限公司総経理 2008年6月 当社取締役 当社技術本部長 2009年4月 当社金型技術本部長兼金型製造部長 2010年4月 当社エンジニアリング本部長 2012年4月 当社エンジニアリング・営業オフィサー 2013年4月 当社営業本部長兼海外業務推進室長 2014年4月 当社営業本部長 2014年7月 当社日本事業本部副本部長 2015年9月 インディアナ・マルジュン社取締役社長 2017年4月 当社部品事業本部長 2018年4月 タイ・マルジュン社取締役社長 2019年4月 当社常務取締役 当社海外事業本部長 2020年4月 当社日本事業本部長兼EG事業部長 2020年6月 当社取締役常務執行役員 2022年4月 当社日本事業本部長兼部品事業部長 2022年5月 当社日本事業本部長 2023年4月 当社生産本部長 2024年4月 当社日本事業本部長 2025年6月 当社取締役専務執行役員（現任）	31,640株 (18,069株)
(選任理由) 当社において生産部門、技術部門及び営業部門等多岐にわたり携わり、各業務における深い見識に加え、海外子会社の経営における豊富な経験と実績を有しており、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<div data-bbox="269 508 329 530" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">再任</div> たな はし てつ ろう 棚 橋 哲 郎 (1968年2月9日生)	2005年11月 当社入社 2010年4月 当社グローバル戦略センター経営企画室長 2011年5月 広州丸順汽车配件有限公司副総経理 2013年6月 インディアナ・マルジュン社取締役副社長 2015年1月 当社管理本部経営企画部長 2016年4月 当社執行役員 当社管理本部経営企画部長 2016年5月 当社管理本部経営企画部長兼武漢丸順汽车配件有限公司副総経理 2017年4月 当社管理本部副本部長兼経営企画部長兼武漢丸順汽车配件有限公司副総経理 2017年5月 当社管理本部副本部長兼経営企画部長 2017年6月 当社取締役 2018年4月 当社事業企画本部副本部長兼経営企画部長 2019年4月 当社企画管理本部長兼海外事業本部副本部長 2020年4月 当社企画管理本部長 2020年6月 当社取締役上席執行役員 2021年5月 広州丸順汽车配件有限公司董事長（現任） 兼総経理 武漢丸順汽车配件有限公司董事長（現任） 2021年6月 当社上席執行役員 2023年4月 福建丸順新能源汽車科技有限公司董事長 （現任）兼総経理 2025年6月 当社取締役常務執行役員（現任）	18,757株
(選任理由) 当社において経営企画部門を中心に携わり、経営管理、経営戦略等における高度で専門的な知見に加え、海外子会社の経営における豊富な経験と実績を有しており、当社グループの経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> まつ うら こういちろう 松浦 孝一郎 (1972年11月11日生)	1995年 4月 東プレ株式会社入社 2020年 4月 同社業務本部 管理部 部長 2021年 6月 三池工業株式会社 代表取締役社長 2024年 4月 東普雷(佛山) 汽車部件有限公司董事長兼 總經理 東普雷(襄陽) 汽車部件有限公司董事長 東普雷(武漢) 汽車部件有限公司董事長 広州三池汽車配件有限公司董事長兼總經理 2025年 6月 当社取締役(現任) 2025年10月 東プレ株式会社 業務本部グローバル管理 部 部長(現任)	0株
(重要な兼職の状況) 東プレ株式会社 業務本部グローバル管理部 部長			
(選任理由) 東プレ株式会社において、業務部門や購買部門等の業務に精通し、国内外子会社の経営に携わる経験を有していることから当社グループ経営の推進及びガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 各候補者の所有する当社株式の数は、2026年3月31日現在の状況を記載しております。また、J-MAX役員持株会における本人持分を含めております。
4. 松浦孝一郎氏は、2026年6月24日付で東プレ株式会社 執行役員業務本部副本部長兼総務部長に就任予定であります。

取締役（候補者）のスキルマトリックス

地位	氏名	専門性・経験								
		経営	金型 技術	営業	製造 品質	研究 開発	グロー バル	財務 会計	法務 リスク マネジメント	ESG
取締役	山崎 英次	○	○	○	○	○	○			○
取締役	猪熊 篤俊	○	○	○	○	○	○		○	
取締役	棚橋 哲郎	○		○			○	○	○	○
取締役	松浦 孝一郎	○					○	○		○
取締役 監査等委員(常勤)	青山 秀美	○		○			○	○	○	○
取締役(社外) 監査等委員	竹内 治彦	○					○		○	○
取締役(社外) 監査等委員	澁谷 英司	○						○	○	

以上

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、主要国におけるインフレ率の鈍化が進み、金融引き締め影響が徐々に緩和される中、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。

米国では一部に弱さが見られるものの、個人消費や設備投資は底堅く推移しており、雇用環境も安定を維持する等、景気は緩やかな拡大傾向が続いております。一方、中国では政府による景気刺激策や金融緩和策が実施されるものの、不動産市場の低迷や個人消費の伸び悩み等、成長率は緩やかな水準にとどまっております。日本では物価上昇の継続や為替相場の変動等の影響を受けるものの、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が緩やかに持ち直す等、景気は回復基調で推移しております。

当社グループが属する自動車業界においては、日本では半導体等の供給制約は緩和傾向にあるものの、車種別での部品需給の偏在や電動化進展に伴う生産体制の過渡的な効率低下が見られました。また、国内市場においては需要の伸び悩みや買い替えサイクルの長期化も影響し、国内生産は回復基調を維持したものの、総じて横ばいでの推移となりました。

タイでは家計債務の影響により総生産台数が前年同期を僅かに下回る中、中資系OEMの躍進により、日系OEMは国内販売向け及び輸出向けいずれも減少傾向が続いております。

中国では、新エネルギー車（NEV）を中心に生産・販売ともに世界一の規模を維持する一方、従来型内燃機関車（ICE）の販売は伸び悩んでおり、日系OEMは市場構造の変化と価格競争への追従を余儀なくされる等、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社グループは、中長期5か年計画の3年目として、既存事業の強化及び電動化領域を中心とする新事業の創出に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は51,919百万円（前年同期比10.2%増）、営業利益は1,858百万円（前年同期は19百万円の営業利益）、経常利益は1,140百万円（前年同期は535百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は891百万円（前年同期は3,282百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社グループでは、事業規模拡大による持続的な成長と効率性の高い事業運営を目指し、売上高・営業利益・ROA(総資産営業利益率)を中長期5か年計画のKPI(重要業績評価指標)としておりますが、近年の自動車業界における電動化シフトによる事業環境の変化に伴い、目標値への到達は当初の予定から3年程度後ろ倒しになる予定であります。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント	期 別	第 67 期		第 68 期 (当連結会計年度)		前年同期比
		売 上 高	構 成 比	売 上 高	構 成 比	
日 本		19,391	40.8%	19,419	37.1%	0.1%増
タ イ		6,154	12.9%	5,965	11.4%	3.1%減
中 国		22,011	46.3%	26,911	51.5%	22.3%増
合 計		47,556	100.0%	52,297	100.0%	10.0%増

- (注) 1. セグメント別の業績は、セグメント間の取引金額を含めて記載しております。
 2. 報告セグメントは、従来の「J-MAX」、「タイ」、「広州」、「武漢」の区分から、当連結会計年度より地域別に「日本」、「タイ」、「中国」に変更しております。これに伴い第67期のセグメント情報は、変更後の区分方法に基づき作成したものを記載しております。

① 日本

日本においては、一部の機種を除き主要客先向け自動車部品の生産は減少するものの、新機種立上げに伴う金型設備等の販売が増加したことにより、売上高は前年同期と同水準となりました。なお、岡山工場稼働に伴う一時的な変動費の増加等により利益は減少いたしました。

以上の結果、売上高は19,419百万円（前年同期比0.1%増）、経常利益は600百万円（前年同期比20.4%減）となりました。

日本においては、新規受注先の拡大や新たな生産拠点の整備に加え、今後の競争力強化につながる研究開発の推進等、グループ全体の成長を牽引しております。

② タイ

タイにおいては、主要客先向け自動車部品の生産が国内及び輸出向けともに減少したことにより売上高は減少したものの、前期までに実施した要員適正化及び金型事業縮小等の構造改革の継続効果に加え、エネルギー価格高騰による製品売価の増加等により、利益は増加いたしました。

以上の結果、売上高は5,965百万円（前年同期比3.1%減）、経常利益は75百万円（前年同期は92百万円の経常損失）となりました。

タイにおいては、タイ国内及び輸出先である周辺国における市場が成熟化する中、固定費削減を中心とした構造改革推進により、利益体質の強化を図っております。

③ 中国

中国においては、主要客先である日系OEMの減産が依然として継続する中、車載電池メーカー向け電動化部品は大幅増産が継続いたしました。また、前期までに実施した要員適正化及び固定資産の売却等の構造改革の継続効果により、売上高及び利益ともに大幅に増加いたしました。

以上の結果、売上高は26,911百万円（前年同期比22.3%増）、経常利益は724百万円（前年同期は895百万円の経常損失）となりました。

中国においては、二極化する客先の急激な生産変動にも耐えうる、強固な企業体質と事業基盤の構築を図るべく、継続的な原価低減の取り組みを推進するとともに、成長ドライバーである電動化事業の更なる拡大を展開しております。

(2) 設備投資等の状況

当社グループは、長期的に成長ができる製品分野及び研究開発分野に重点を置き、併せて省力化、合理化及び製品の信頼性向上のための投資を行っております。当連結会計年度の設備投資等(有形固定資産及び無形固定資産)のセグメント別の内訳は、次のとおりであります。

セグメント		設備投資金額
日	本	294百万円
夕	イ	136百万円
中	国	3,865百万円
合	計	4,296百万円

設備投資の主な内容は、自動車の新機種生産及び電動化部品の製造設備と金型であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローンにより1,800百万円の借入を行っております。

(4) 対処すべき課題

当社は2023年度より中長期5か年計画「J-VISION 30」をスタートさせ、「既存事業の強化」と「新事業の創出」を成長戦略の2本柱として、更なる成長に向けた取り組みを推進しております。

一方、当社グループが属する自動車業界においては、電動化へのシフトが急速に進むとともに、中国市場の低迷や主要客先の生産調整の長期化など、事業環境は大きく変化しております。また、世界的な競争激化や技術革新の進展に加え、自動車関連企業の再編の動きも活発化しており、先行きは不透明な状況にあります。

このような事業環境の変化を踏まえ、中長期計画の見直しを行い、事業構造改革による企業体質の強化を進めるとともに、既存事業の強化においては電動化・軽量化への対応を一層加速させております。

「既存事業の強化」については、ボディ部品及び電動化部品における事業規模拡大を図るため推進しておりました日本及び中国における新工場の設立につきまして、両拠点とも既に稼働を開始しており、今後は生産能力の最大化及び収益力の向上に取り組んでまいります。特に、電動化サプライヤーへの転換に向けて、車体骨格部品で確立してきた超ハイテン加工技術の電動化部品への応用等、加工技術の進化を図るとともに、車載電池関連部品の開発・量産化を推進し、電動化分野における事業基盤の強化を進めてまいります。また、AI及びIoTの活用による新しいモノづくりへの取り組みを進め、生産体質の変革を図るほか、金型事業については創業以来培ってきた金型技術をさらに磨くとともに、生産プロセスの高度化やグループ連携の強化により競争力の向上を図り、強固な企業基盤の構築を進めてまいります。

「新事業の創出」については、経営資源の最適配分により研究開発活動をさらに加速させ、将来の新たな収益基盤の構築に向け、自動車領域に限定しない新商品・新事業の開発に取り組んでまいります。また、成長事業と不採算事業の見極めを進め、成長分野への経営資源の集中を図るとともに、拠点再編等を含めた事業ポートフォリオの見直しを継続して検討してまいります。

事業構造改革については、これまで固定費の削減や生産体制の最適化等を進めており利益体質の強化に繋がっているものの、今後も厳しい事業環境に対応できる強固な収益構造の確立に向け、継続的な改善に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(ご参考) J-MAXグループ中長期ビジョン「J-VISION 30」(2023-2027)

ビジョン・方針	<h2>技術で夢を</h2> <p>-Make our dreams by Technology-</p> <p>持続可能な100年企業を目指し、既存事業の技術を磨くと共に、新しい事業への探索と挑戦で企業価値を高め、従業員をはじめとするステークホルダーと夢を共有する。</p> <p>【中長期方針】 資源配分の最適化により、強固な経営基盤への変革</p>
	<p>【J-VISION 30】</p> <p>①2030年に向けて②30年後の100年企業に向けて「既存事業の強化」と「新事業の創出」を戦略の2本柱とし、次期中期計画を「J-VISION 30」とする。</p>
基本戦略	<ol style="list-style-type: none">1. ブランド力強化と新規顧客開拓による売上の拡大2. 新事業確立に向けた新商品の開発3. デジタルを駆使しプロセスを変革させコア技術を進化4. 次世代工場の構築と新しいモノづくりへのチャレンジ5. DXの展開加速で経営構造の変革6. 持続的な成長に向けた事業ポートフォリオの変革7. サステナビリティ経営による企業価値の向上

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 65 期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第 66 期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第 67 期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	第 68 期 (当連結会計年度) (2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売 上 高(百万円)	52,356	54,347	47,102	51,919
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	2,712	731	△535	1,140
親会社株主に 帰属する当期純利益 又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△) (百万円)	1,298	△1,026	△3,282	891
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△) (円)	110.66	△89.45	△286.34	77.66
総 資 産(百万円)	48,945	51,738	55,724	62,109
純 資 産(百万円)	22,369	21,756	19,609	20,950
自 己 資 本 比 率 (%)	41.7	38.5	32.2	30.8

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式の総数に基づき算定しております。
2. 第65期は、第64期に対し、生産の増加及び円安の影響により増収となりましたが、中国において特別損失を計上したことにより減益となりました。
3. 第66期は、生産の増加及び円安の影響により増収となりましたが、タイ及び中国において構造改革に伴う特別損失を計上したことにより減益となりました。
4. 第67期は、生産の減少により減収となったとともに、構造改革に伴う特別損失の計上に加え、中国において繰延税金資産を取り崩したことにより減益となりました。
5. 第68期は、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
タイ・マルジュン社	846,400千タイバーツ	95.46%	自動車部品製造・販売
広州丸順汽车配件有限公司	30,000千US\$	90.00%	自動車部品製造・販売 金型等関連製品製造・販売
武漢丸順汽车配件有限公司	12,000千US\$	90.00%	自動車部品製造・販売
福建丸順新能源汽車科技有限公司	187,000千元	66.84%	自動車部品製造・販売

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

自動車部品、各種金型、治工具の設計・製作・加工並びに販売を行っております。

(8) 主要な事業所及び工場

① 当社

本社・上石津工場	岐阜県大垣市
浅西工場	岐阜県大垣市
養老工場	岐阜県大垣市
鈴鹿工場	三重県鈴鹿市
栃木開発センター	栃木県芳賀郡芳賀町
岡山工場	岡山県浅口市

② 連結子会社

タイ・マルジュン社	タイ王国サラブリー県
広州丸順汽车配件有限公司	中華人民共和国広東省
武漢丸順汽车配件有限公司	中華人民共和国湖北省
福建丸順新能源汽車科技有限公司	中華人民共和国福建省

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比	平均年齢	平均勤続年数
1,081名	187名減少	40.0歳	14.3年

(注) 従業員数には、社外からの出向者を含み、社外への出向者及び臨時従業員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	6,716百万円
株式会社みずほ銀行	4,340百万円
Bangkok Bank Public Company Limited.	2,349百万円
株式会社十六銀行	1,350百万円
株式会社大垣共立銀行	1,330百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 普通株式 11,765,211株 (自己株式 91,989株を除く。)
- (2) 株主数 3,209名
- (3) 大株主

株主名	持株数	持株比率
東 プ レ 株 式 会 社	2,370,700株	20.15%
今 川 喜 章	1,022,770株	8.69%
本 田 技 研 工 業 株 式 会 社	988,950株	8.41%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	668,600株	5.68%
名 古 屋 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	371,000株	3.15%
今 村 金 属 株 式 会 社	351,000株	2.98%
J - M A X 取 引 先 持 株 会	347,200株	2.95%
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	325,000株	2.76%
秦 豪 州	315,900株	2.69%
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	300,000株	2.55%
有 限 会 社 イ マ ガ ワ	300,000株	2.55%

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式 91,989株を控除し、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 当社は役員向け株式交付信託制度を導入しておりますが、自己株式には、株式交付信託制度に関する株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式 285,300株は含めておりません。

(4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く）を対象として、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として株式報酬制度を導入しております。

当事業年度においては、当事業年度中に取締役を退任し監査等委員である取締役に就任した1名に対し、職務執行の対価として、12,018株を交付しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	山 崎 英 次	
取締役専務執行役員	猪 熊 篤 俊	日本事業担当、タイ事業担当
取締役常務執行役員	棚 橋 哲 郎	中国事業担当 広州丸順汽车配件有限公司董事長 武漢丸順汽车配件有限公司董事長 福建丸順新能源汽車科技有限公司董事長
取 締 役	松 浦 孝 一 郎	東プレ株式会社 業務本部グローバル管理部 部長
取締役（常勤監査等委員）	青 山 秀 美	
取締役（監査等委員）	竹 内 治 彦	岐阜協立大学経営学部教授
取締役（監査等委員）	澁 谷 英 司	澁谷英司公認会計士事務所 所長 美濃窯業株式会社 社外取締役（監査等委員） サンメッセ株式会社 社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役 竹内治彦氏、取締役 澁谷英司氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員澁谷英司氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づき取締役 竹内治彦氏及び取締役 澁谷英司氏を独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。
4. 松浦孝一郎氏は、2026年6月24日に東プレ株式会社執行役員 業務本部副本部長兼総務部長に就任の予定であります。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
2025年6月20日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、松井 恒夫氏、露木 好則氏、柳澤 民紀氏、大倉 睦美氏は取締役を退任し、また、須長 敏彦氏、水谷 博之氏、澁谷 英司氏は監査役を退任いたしました。
6. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、青山 秀美氏を常勤の監査等委員として選定しております。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次のとおりであります。
(取締役執行役員を除く)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
上 席 執 行 役 員	松 井 恒 夫	金型製造部長
上 席 執 行 役 員	森 和 行	部品製造部長
執 行 役 員	小 見 山 肇	武漢丸順汽车配件有限公司董事・総経理
執 行 役 員	本 田 喬 之	タイ・マルジュン社取締役社長
執 行 役 員	石 原 裕 文	広州丸順汽车配件有限公司董事・総経理

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であります。ただし、被保険者による犯罪行為又は詐欺行為等に起因する損害を除くなどの一定の免責事由を定めています。

なお、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	69 (1)	60 (1)	—	9	10 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	12 (3)	12 (3)	—	—	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	3 (3)	—	—	3 (3)

(注) 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、その額は当事業年度にかかる株式給付引当金の繰入額であります。

②取締役及び監査役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	限度額	株主総会決議	左記総会終結時点の対象となる役員の員数
取締役 (社外取締役を含む)	金銭報酬	年額312百万円以内	2004年6月25日開催の第46回定時株主総会	11名
取締役 (社外取締役を除く)	株式報酬	5事業年度ごとに75百万円を上限とした金銭を信託に拠出 (本報酬制度の対象期間を延長した場合は5事業年度ごとに100百万円を上限とした金額を信託に拠出)	2023年6月23日開催の第65回定時株主総会	6名
監査役 (社外取締役を含む)	金銭報酬	年額48百万円以内	2004年6月25日開催の第46回定時株主総会	4名
取締役(監査等委員である取締役を除く) (社外取締役を含む)	金銭報酬	年額210百万円以内(うち社外取締役20百万円以内)	2025年6月20日開催の第67回定時株主総会	4名
取締役 (監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く)	株式報酬	5事業年度ごとに100百万円を上限とした金銭を信託に拠出	2025年6月20日開催の第67回定時株主総会	3名
監査等委員である取締役 (社外取締役を含む)	金銭報酬	年額50百万円以内	2025年6月20日開催の第67回定時株主総会	3名

③業績連動報酬等に関する事項

当社は、中長期的な成長戦略のもと、持続的な企業価値の向上に努めているため、取締役及び委任型執行役員に支給する業績連動報酬にかかる指標は、取締役及び委任型執行役員の役位に応じ、連結営業利益率、前期比連結営業利益成長率、連結フリー・キャッシュ・フロー及び担当事業の目標・KPIの達成度を指標として金額を算定します。具体的には、社長執行役員については連結営業利益率、前期比連結営業利益成長率、連結フリー・キャッシュ・フローを、副社長以下の執行役員については、連結営業利益率、前期比連結営業利益成長率、連結フリー・キャッシュ・フローに加えて担当部門のKPIや事業計画達成度合い等を加味した定性評価を付け加えて評価します。連結営業利益率、前期比連結営業利益成長率及び連結フリー・キャッシュ・フローの指標については、連結営業利益率については期初に開示された業績予想値を基準に、前期比連結営業利益成長率については前事業年度の連結営業利益額を

基準に、連結フリー・キャッシュ・フローについては期初計画の数値を基準とし、基準値に対する達成度合いで支給額を0%~100%に設定します。株式報酬については、中長期の業績に連動することを趣旨とし、上記算定方法における支給額を1ポイント1株で換算したポイントを付与し、その累計ポイント相当分の報酬を退任時に支給します。

(業績指標に関する実績)

第 68 期 (当連結会計年度) 連結営業利益率	第 68 期 (当連結会計年度) 前期比連結営業利益成長率	第 68 期 (当連結会計年度) 連結フリーキャッシュフロー
3.6%	9,632.5%	2,347百万円

④ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方法に係る事項

(ア) 決定方針の決定方法

当社の取締役会は、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会による審議を経て、2025年5月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定方針を決議しております。

(イ) 決定方針の内容の概要

役員報酬の考え方と手続き

- ・ 取締役（監査等委員、非業務執行取締役及び社外取締役を除く。）及び委任型執行役員の報酬は、月額報酬、賞与及び株式報酬による構成とし、会社業績との連動性を確保し、業績や成果を反映させた報酬体系とします。
- ・ 報酬の考え方については、指名・報酬委員会で審議を行い、取締役会にて決定することで、公平性と客観性を高めます。
- ・ 監査等委員、非業務執行取締役及び社外取締役の報酬はそれぞれ定額とし、賞与及び株式報酬の支給はありません。
- ・ 取締役及び委任型執行役員の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長執行役員がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、固定報酬の額及び業績連動報酬の額の評価配分とします。
- ・ 自己都合で取締役及び委任型執行役員を辞任する場合、法令・定款若しくは社内規程の重大な違反があった場合及び故意又は重大な過失により、当社に著しい損害を与えた場合など、取締役会の決議により該当する役員に対して過去に支給した賞与の返還及び株

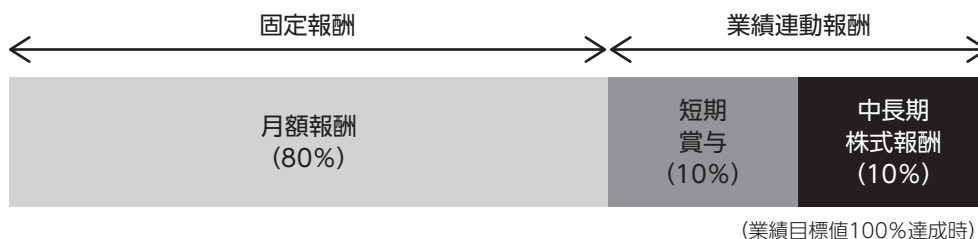
式報酬における報酬受益権を失効させることがあります。

月額報酬の算定方法

- ・取締役及び委任型執行役員の月額報酬は、他社水準、社会情勢等を勘案して、指名・報酬委員会にて審議のうえ、取締役（監査等委員を除く）及び委任型執行役員については取締役会にて、また、監査等委員である取締役については監査等委員会にて決定します。

賞与及び株式報酬の算定方法

- ・賞与及び株式報酬は、それぞれ役員報酬総額の概ね10%相当(業績目標値100%達成時を基準)として、指名・報酬委員会にて審議のうえ取締役会にて決定します。なお、賞与及び株式における業績連動報酬に関する方針は、上記③業績連動報酬等に関する事項に記載のとおりです。



⑤当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役及び委任型執行役員の個人別の報酬等の内容の決定については、指名・報酬委員会が報酬の原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討しており、取締役会としてもその内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、取締役及び委任型執行役員の報酬について、代表取締役社長執行役員の山崎 英次が個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

代表取締役社長執行役員に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、経営状況等

について最も熟知し、総合的に役員報酬額を決定できると判断したためであり、過半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会の審議を経て決定されることから、権限が適切に行使されるための措置が講じられております。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 / 監査等委員会 出席状況	主な発言及び活動状況等
取締役 (監査等委員)	竹内治彦	14回/14回 100%	監査役会 — 監査等委員会 11回/11回 100%	学識経験者としての学術的な視点及び大学経営における経験に基づき、適宜発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。また、取締役の指名及び報酬等の決定における透明性及び客観性を確保するために設置している任意の指名・報酬委員会の委員長を務め、業務執行の評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督を行っております。
取締役 (監査等委員)	澁谷英司	14回/14回 100%	監査役会 3回/3回 100% 監査等委員会 11回/11回 100%	公認会計士としての財務及び会計に関する豊かな経験と知見に基づき、適宜発言を行っており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。また、取締役の指名及び報酬等の決定における透明性及び客観性を確保するために設置している任意の指名・報酬委員会の委員を務め、業務執行の評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督を行っております。

- (注) 1. 取締役（監査等委員） 竹内治彦氏の重要な兼職先である岐阜協立大学と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役（監査等委員） 澁谷英司氏の重要な兼職先である澁谷英司公認会計士事務所、美濃窯業株式会社、サンメッセ株式会社と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、澁谷英司氏は、監査等委員会設置会社移行前は当社の監査役に就任しており、2025年度における移行前の期間に開催された監査役会3回のうち3回出席しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容及び報酬見積り額について、過年度の計画と実績、報酬総額、時間あたりの報酬単価等との比較検討及び経理財務部門の情報、見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額につきましては、会社法に基づく監査に係る報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に係る報酬等の額の合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の監査

海外にある当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の会計監査を受けております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断しとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社の内部統制に関しては、コンプライアンスマニュアルにおいて、事業の適正かつ効率的な運営のために法令・規程を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき指針を定めております。当社の内部統制システムの整備の状況は、以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 「J-MAXフィロソフィ」をJ-MAXグループの企業理念の基盤として「コンプライアンスマニュアル」を制定し、取締役及び使用人の行動指針とする。
 - (イ) 企業理念及び法令遵守を推進するために、全ての取締役で組織する「内部統制・企業倫理委員会」を設置し、その下部組織として「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を設け、教育・研修等継続的な活動を通じて全社にわたるリスクマネジメント・コンプライアンスマインドの醸成に努める。
 - (ウ) 独立・公正な立場から当社の業務執行を監督する社外取締役を選任し、取締役会における決議の公平性及び透明性を図る。
 - (エ) 「内部通報要領」を設け、メール、電話及び投書による社内窓口に加え、弁護士等外部専門家に相談する外部窓口（公益内部通報窓口を含む）を設置し、不正行為の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を目指す。なお、当該要領に基づく通報者等に対しては、不利益な取り扱いがされないよう措置を講じる。
 - (オ) 執行部門から独立した社長直轄の内部監査部門の体制を強化し、使用人の職務執行が法令違反及び規程違反となっていないかを監査し、事前に違反が防止される体制を構築する。
 - (カ) コンプライアンス及び企業倫理上の重要事象が発生した場合、「内部統制・企業倫理委員会」へ報告し、同委員会はその事実関係を調査し、原因を究明のうえ、対策・改善に努める。
 - (キ) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関連法案に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 - (ク) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求に対しては組織全体として毅然とした態度で臨む。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (ア) 「文書管理規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報における文書又は電磁的媒体の記録・保存・廃棄等を適切に管理する。
 - (イ) 「J-MAXセキュリティポリシー」及び「内部情報管理要領」に従い、個人情報及び重要な営業秘密等の情報資産とインサイダー情報について適切に管理する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 「リスクマネジメント規程」及び「J-MAXセキュリティポリシー」に従い、事業運営に重大な影響を及ぼすリスクに対して適正に対処する。
 - (イ) 「安全衛生管理規程」及び「防災管理規程」に従い、大規模な事故・災害における組織体制を構築しリスクの未然防止に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 取締役会はJ-MAXグループの企業価値向上を目指し、経営を推進することを目的として、定期的（原則月1回）に開催し、法令・定款に従い「取締役会規程」に定める事項を決議し、J-MAXグループの業務執行を監督する。
 - (イ) 「組織規程」及び「職務分掌・職務権限規程」を定め、階層ごとの意思決定範囲を明確にし、効率的に業務を執行する体制を構築する。
- ⑤ 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - (ア) 「関係会社管理規程」に従い、子会社経営層は自社を監督する責任を負うとともに、財務状況、職務の執行状況及びその他リスク管理等の重要な報告事項について、当社への報告を定期的に行い、問題点の共有化を図る。また、子会社従業員等からの報告事項についても、当社へ報告される体制を確保する。
 - (イ) 子会社従業員においても「J-MAXフィロソフィ」の啓蒙に努め、「コンプライアンスマニュアル」に沿って法令及びルール等を遵守する意識の向上を図る。
 - (ウ) 子会社における内部通報については当社の取締役には報告され、対策・改善について必要な助言・指導を行い、不正行為の早期発見と是正を図る。
 - (エ) 当社の内部監査部門は、当社及び子会社に対する定期的な監査を実施し、実施状況及び監査結果を含む活動状況を定期的に取締役会に報告する。
- ⑥ 監査等委員会監査が適正かつ実効的に行われるための体制
 - (ア) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当該使用人を置くことができ、監査等委員会の指揮命令下におく。
 - (イ) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事評価は、監査等委員会によるものとし、その異動・選任については監査等委員会の同意を得るものとする。
 - (ウ) 取締役及び使用人はJ-MAXグループに著しい損失等を与える恐れがある事実を発見した場合、直ちに監査等委員会へ報告する。
 - (エ) 「監査等委員会への報告基準」に従い、法的報告以外に経営等に重大な影響を及ぼす事項等を報告する。
 - (オ) 監査等委員は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を確認するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要な報告を受ける。
 - (カ) 監査等委員会に報告する者に対し、それを理由として不利益に取り扱わない。また、かかる通報者の匿名性を可能な限り維持することに努める。
 - (キ) 監査等委員が職務を遂行するうえで発生する費用（弁護士及び外部専門家等を任用する場合の費用を含む）について、会社が円滑に処理支弁する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

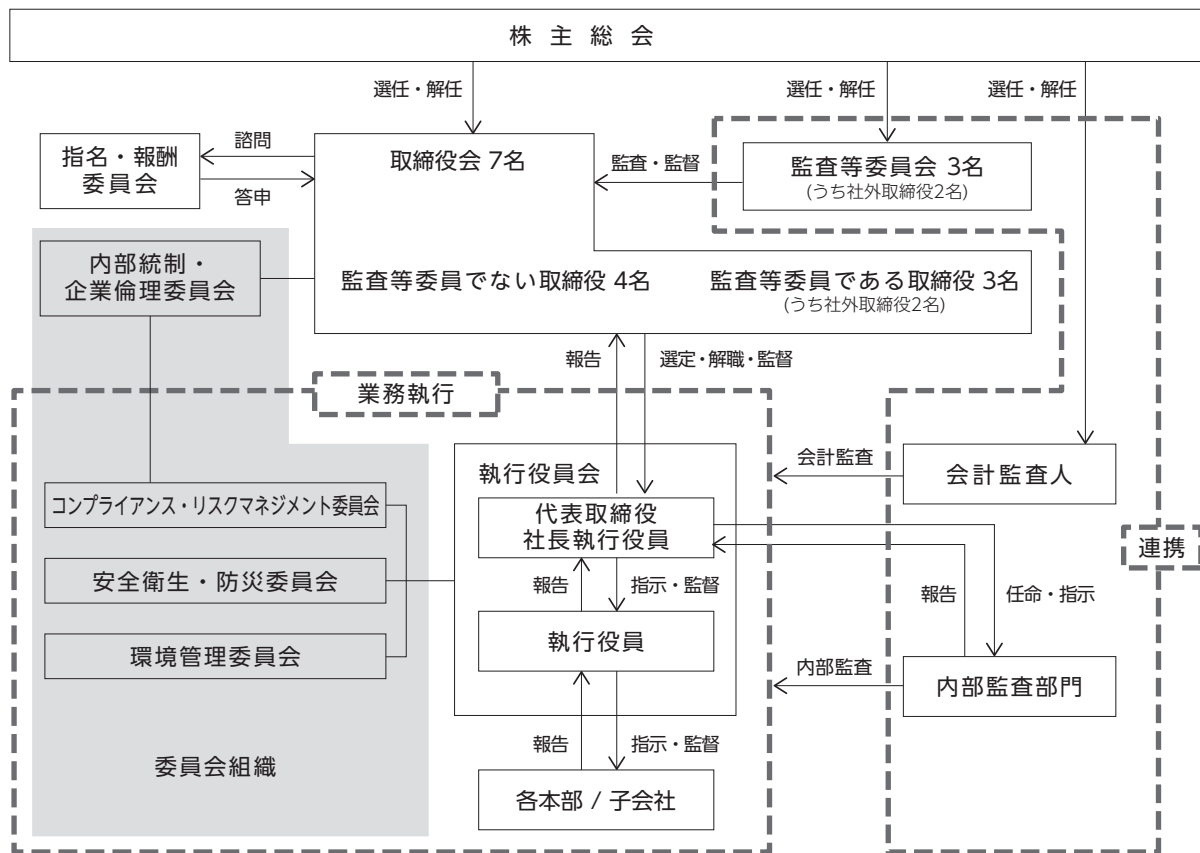
- ① 内部統制システム全般
当社の内部統制システムについて、4月及び10月開催の取締役会において、全取締役で構成する「内部統制・企業倫理委員会」から内部統制システム全般の整備・運用状況の報告がなされ、監査等委員会からの適切な意見を受けながら適宜改善を進めました。
- ② コンプライアンスについて
当社及びグループ各社は、全役職員へ「コンプライアンスマニュアル」を配付し、必要な教育を行うことで、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社及びグループ各社は「内部通報要領」により相談・通報体制を設けており、定期的に周知することでコンプライアンスの実効性向上に努めました。
- ③ リスク管理について
取締役をトップとした「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」「安全衛生・防災委員会」「環境管理委員会」を定期的に開催し、当社リスクのレビューを実施し、全社的な情報共有に努めながらリスク管理の徹底を図りました。
- ④ 監査等委員会の職務執行について
監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で情報交換等を実施し、監査の実効性、効率性の向上を図りました。
- ⑤ 内部監査について
内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要政策として認識しております。現中長期5か年計画(2024年3月期～2028年3月期)期間におきましては、成長戦略による収益拡大に合わせ配当性向20%を基準とし、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。当社グループが属するアジアの自動車市場において、中国を中心とした急速な電動化シフトにより日系OEMの生産が減少する中、構造改革を実施し厳しい環境変化にも耐えうる強い収益構造の確立を推進してまいりました。しかしながら、依然として日系OEMの生産減少に歯止めがかかっておらず、今後の事業環境は不確実な状況であります。

上記方針及び当社を取り巻く環境等を総合的に勘案し、当期における年間配当は、1株につき5円(中間配当は2円、期末配当は3円)とさせていただきます。内部留保金につきましては、今後の成長戦略への投資及び財務基盤の安定化に活用していくこととしております。

(ご参考) コーポレート・ガバナンス体制の模式図



◎ 本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益及びその他の比率等は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	31,392	流動負債	29,059
現金及び預金	7,322	支払手形及び買掛金	10,840
受取手形	1,483	短期借入金	11,363
売掛金	14,719	1年内返済予定の長期借入金	2,481
商品及び製品	561	リース債務	594
仕掛品	2,666	未払金	1,427
原材料及び貯蔵品	1,440	未払法人税等	88
その他	3,325	契約負債	550
貸倒引当金	△125	賞与引当金	151
固定資産	30,716	その他	1,562
有形固定資産	28,783	固定負債	12,098
建物及び構築物	8,474	社債	2,500
機械装置及び運搬具	8,520	長期借入金	7,113
工具、器具及び備品	4,876	リース債務	1,322
土地	1,713	退職給付に係る負債	877
リース資産	2,037	役員株式給付引当金	29
建設仮勘定	3,160	資産除去債務	255
無形固定資産	237	その他	0
投資その他の資産	1,694	負債合計	41,158
投資有価証券	353	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	520	株主資本	12,355
繰延税金資産	237	資本金	1,950
その他	594	資本剰余金	2,136
貸倒引当金	△10	利益剰余金	8,463
資産合計	62,109	自己株式	△195
		その他の包括利益累計額	6,795
		その他有価証券評価差額金	90
		為替換算調整勘定	6,390
		退職給付に係る調整累計額	314
		非支配株主持分	1,800
		純資産合計	20,950
		負債・純資産合計	62,109

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上		51,919
売上原価		46,572
売上総利益		5,347
販売費及び一般管理費		3,488
営業外収益		1,858
受取利息及び配当金	60	
為替差益	37	
その他	37	136
営業外費用		
支払利息	652	
資産売却損	25	
支店手数料	107	
その他	68	854
経常利益		1,140
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	3	
子会社清算益	453	460
特別損失		
減損損失	5	
事業構造改革費用	64	
特別退職	405	475
税金等調整前当期純利益		1,125
法人税、住民税及び事業税	163	
法人税等調整額	6	170
当期純利益		955
非支配株主に帰属する当期純利益		64
親会社株主に帰属する当期純利益		891

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,950	2,225	7,700	△282	11,593
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△46		△46
親会社株主に帰属する当期純利益			891		891
連結子会社株式の取得による持分の増減		△88			△88
株式給付信託に対する自己株式の処分		△81		151	69
株式給付信託による自己株式の取得				△69	△69
株式給付信託による自己株式の処分				5	5
利益剰余金から資本剰余金への振替		81	△81		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△88	763	87	761
当 期 末 残 高	1,950	2,136	8,463	△195	12,355

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主 持 分	純 資 産 合 計	
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 調 整	換 算 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額			そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当 期 首 残 高	61	6,078		209	6,349	1,665	19,609
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△46
親会社株主に帰属する当期純利益							891
連結子会社株式の取得による持分の増減						88	
株式給付信託に対する自己株式の処分							69
株式給付信託による自己株式の取得							△69
株式給付信託による自己株式の処分							5
利益剰余金から資本剰余金への振替							-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	28	311		104	445	45	491
当 期 変 動 額 合 計	28	311		104	445	134	1,341
当 期 末 残 高	90	6,390		314	6,795	1,800	20,950

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,167	流動負債	7,842
現金及び預金	1,284	支払手形	94
電子記録債権	1,188	買掛金	2,048
売掛金	2,233	短期借入金	3,100
製品	77	1年内返済予定の長期借入金	1,394
仕掛品	872	リース債務	9
材料及び貯蔵品	383	未払費用	254
前払費用	61	未払消費税等	43
未収入金	540	未払消費税等	13
関係会社短期貸付金	462	未払消費税等	309
その他	63	契約負債	407
固定資産	20,994	預り金	9
有形固定資産	8,953	賞与引当金	156
建物	3,282	その他	0
構築物	208	固定負債	9,714
機械及び装置	3,419	社長期借入金	2,500
車両運搬具	15	リース債務	6,234
工具、器具及び備品	639	リース債務	16
土地	1,263	退職給付引当金	678
リース資産	22	役員株式給付引当金	29
建設仮勘定	100	資産除去債務	255
無形固定資産	159	その他	0
借地権	85	負債合計	17,556
商標	1	(純資産の部)	
ソフトウェア	68	株主資本	10,514
その他	3	資本金	1,950
投資その他の資産	11,881	資本剰余金	1,774
投資有価証券	352	資本準備金	1,774
関係会社株	296	利益剰余金	6,985
出資	0	利益準備金	94
関係会社出資	8,974	その他利益剰余金	6,890
関係会社長期貸付金	1,873	別途積立金	2,761
長期前払費用	8	繰越利益剰余金	4,129
会費	27	自己株式	△195
前払年金費用	152	評価・換算差額等	90
繰延税金資産	175	その他有価証券評価差額金	90
その他	30	純資産合計	10,605
貸倒引当金	△10	負債・純資産合計	28,161
資産合計	28,161		

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	19,419
売上原価	17,724
売上総利益	1,694
販売費及び一般管理費	1,340
営業利益	353
受取利息及び配当金	479
為替差益	52
受取債務保証料	50
その他	17
営業外費用	599
支払利息	212
固定資産除却損	8
支払手数料	73
その他	57
経常利益	352
特別利益	600
投資有価証券売却益	3
子会社株式清算益	150
特別損失	154
構造改革費用	64
割増退職金	17
81	81
税引前当期純利益	672
法人税、住民税及び事業税	84
法人税等調整額	127
212	212
当期純利益	460

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本 剰余金			利益剰余金			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計
					別途 積立金	繰越 利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,950	1,774	—	1,774	94	2,761	3,796	6,652
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△46	△46
当 期 純 利 益							460	460
株式交付信託に対する自己株式の処分			△81	△81				
株式交付信託による自己株式の取得								
株式交付信託による自己株式の処分								
繰越利益剰余金からその他資本剰余金への振替			81	81			△81	△81
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	—	332	332
当 期 末 残 高	1,950	1,774	—	1,774	94	2,761	4,129	6,985

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△282	10,094	61	61	10,156
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△46			△46
当 期 純 利 益		460			460
株式交付信託に対する自己株式の処分	151	69			69
株式交付信託による自己株式の取得	△69	△69			△69
株式交付信託による自己株式の処分	5	5			5
繰越利益剰余金からその他資本剰余金への振替		—			—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			28	28	28
当 期 変 動 額 合 計	87	419	28	28	448
当 期 末 残 高	△195	10,514	90	90	10,605

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社J-MAX
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古田 賢 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花輪 大 資
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富田 東
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J-MAXの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J-MAX及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

株式会社J-MAX
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 古 田 賢 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花 輪 大 資
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 富 田 東
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J-MAXの2025年4月1日から2026年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行に関して審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、2025年7月21日開催の監査等委員会において、第68期の監査の方針と計画、重点項目、職務の分担等を決議し、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」「監査等委員会規程」「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に準拠し、取締役、執行役員、内部監査室、その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会、執行役員会など重要な会議に出席し、代表取締役や取締役との定期会合や適宜のヒアリングの場において、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、その他使用人も各種会議や適宜のミーティング等で報告説明を受けました。また、重要な稟議等の決裁書類や重要な会議等の議事録を閲覧し、本社及び国内各事業部において業務及び財産の状況を調査するとともに、内部監査室からも監査の報告を徴しました。海外子会社については、海外月例報告会等を通じて毎月の事業の状況について報告を受けるほか、必要に応じてweb会議システムを利用するなどして子会社の代表取締役及び幹部等と意思疎通及び情報の交換を図るとともに、内部監査室と連携のうえ監査計画に基づく監査を実施し、事業及び財産の状況について報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハ、会社法施行規則第110条の4に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに監査等委員会でも、「監査等委員による内部統制チェック表」に基づき監査及び検証し、気付いた事項を取締役会で意見表明いたしました。
- ③ 会計監査人からは、事前に監査計画や重点領域等の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反するような重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用に関しては、取締役で構成する「内部統制・企業倫理委員会」を通じて継続的な改善が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も当社グループのコーポレートガバナンスの充実及び内部統制システムの徹底に関する取り組みについて、その取組状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社J-MAX 監査等委員会

常勤監査等委員 青山秀美 ㊟

監査等委員 竹内治彦 ㊟

監査等委員 澁谷英司 ㊟

(注) 1. 監査等委員竹内治彦及び澁谷英司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注) 2. 当社は、2025年6月20日開催の第67回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2025年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 岐阜県大垣市小野4丁目35番地10
大垣市情報工房 5階 スイंकホール
電話 0584-75-7000



交通のご案内

お車

- JR東海道本線「大垣駅」から約10分
- 名神高速道路「大垣インターチェンジ」から約20分

バス

- JR東海道本線「大垣駅」から約15分
名阪近鉄バス株式会社
大垣駅南口 3番のりば「ソフトピアジャパンゆき」
または「三城循環」で乗車
※なお「ソフトピアジャパンゆき」は、ソフトピアジャパンが終点となりますが、「三城循環」は情報工房前のバス停で停車します。

※お車でお越しの方は、情報工房駐車場をご利用ください。
※最寄駅から会場への送迎サービスはございません。



ご来場に当たりサポートが必要な方は事前にお電話でご連絡ください。
株式会社 J-MAX
電話：(0584)46-3191 (代表)
(土日を除く8:00~17:00)

